

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																				
(前 略)	附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。																																				
別表第1 (第2条関係) (略)	別表第1 (第2条関係) (同 左)																																				
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)<u>及び</u>第26条に定める事項</td> <td>研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第10条第3号に定める事項</td> <td>男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(略)		分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。) <u>及び</u> 第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事	(略)		分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。)<u>及び</u>第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号<u>及び</u>第12号に限る。)、第26条<u>及び</u>第28条に定める事項</td> <td>戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項<u>並びに</u>リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第10条第3号に定める事項</td> <td>男女共同参画・国際・広報担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。) <u>及び</u> 第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(同 左)		分掌規程第8条(第2号、第3号 <u>及び</u> 第12号に限る。)、第26条 <u>及び</u> 第28条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	(同 左)		分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項 <u>並びに</u> リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	(同 左)	
事 項	決 裁 者																																				
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																																				
(略)																																					
分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。) <u>及び</u> 第26条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事																																				
(略)																																					
分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																																				
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事																																				
分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事																																				
(略)																																					
事 項	決 裁 者																																				
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。) <u>及び</u> 第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																																				
(同 左)																																					
分掌規程第8条(第2号、第3号 <u>及び</u> 第12号に限る。)、第26条 <u>及び</u> 第28条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																				
(同 左)																																					
分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項 <u>並びに</u> リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																																				
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																				
分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																				
(同 左)																																					
別表第3 (第4条関係) (略)	別表第3 (第4条関係) (同 左)																																				